平成２１年度における独立行政法人の契約状況について

平成２３年３月１５日
総務省行政管理局

平成21年度における独立行政法人の契約状況

○　独立行政法人の契約については、これまで「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）」に基づき、各法人が、競争性のない随意契約を一般競争入札等に移行する計画を策定（法人全体で、競争性のない随意契約の約7割を一般競争入札等に移行。）し、見直しに取組み。

○　平成21年11月には「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」が閣議決定され、各法人において、改めて、随意契約見直し計画をそれぞれ策定（平成22年4月～5月）。22年度以降、各法人は、それぞれの計画に基づいて見直し実施。
⇒法人全体で、全契約（少額随意契約を除く）に占める競争性のない随意契約の比率を約1割程度へ引き下げ

○　主務大臣及び各法人（契約監視委員会）は、22年度以降、毎年、各法人における改善状況をフォローアップ。

平成21年度においては、見直しの趣旨を速やかに反映するため、見直しに係る体制が整い次第、同様の点検・見直し（事前点検）を実施。
⇒20年度実績に比較して、「競争性のない随意契約」の契約全体に占める割合は、件数で24.7%から22.0%（▲2.7%）に、金額で26.9%から24.0%(▲2.9%)に減少。

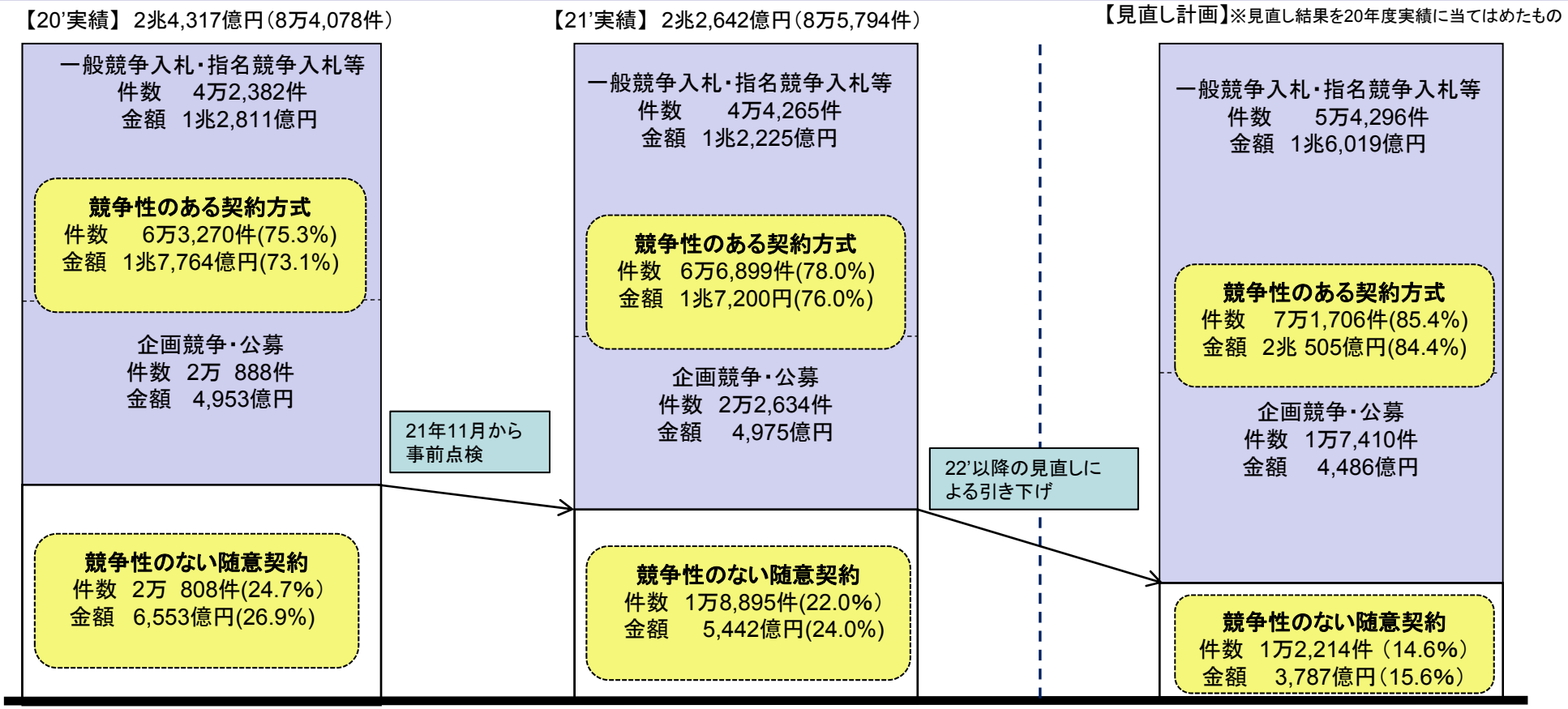

一者応札・応募の状況

○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成21年11月17日閣議決定）」に基づき、各法人において、一者応札・応募の見直しを含む随意契約見直し計画をそれぞれ策定（平成22年4月～5月）。22年度以降、各法人は、それぞれの計画に基づいて見直し。

⇒競争契約のうち、一者応札・応募となっているものについて、真に競争性を確保するため、契約条件等の見直しを実施。

平成21年度においては、見直しの趣旨を速やかに反映するため、見直しに係る体制が整い次第、同様の点検・見直し（事前点検）を実施。

⇒平成21年度実績においては、20年度実績に比較して、「一者応札・応募案件」の競争契約全体に占める割合は、件数で40.5%から37.3%(▲3.2%)に減少。

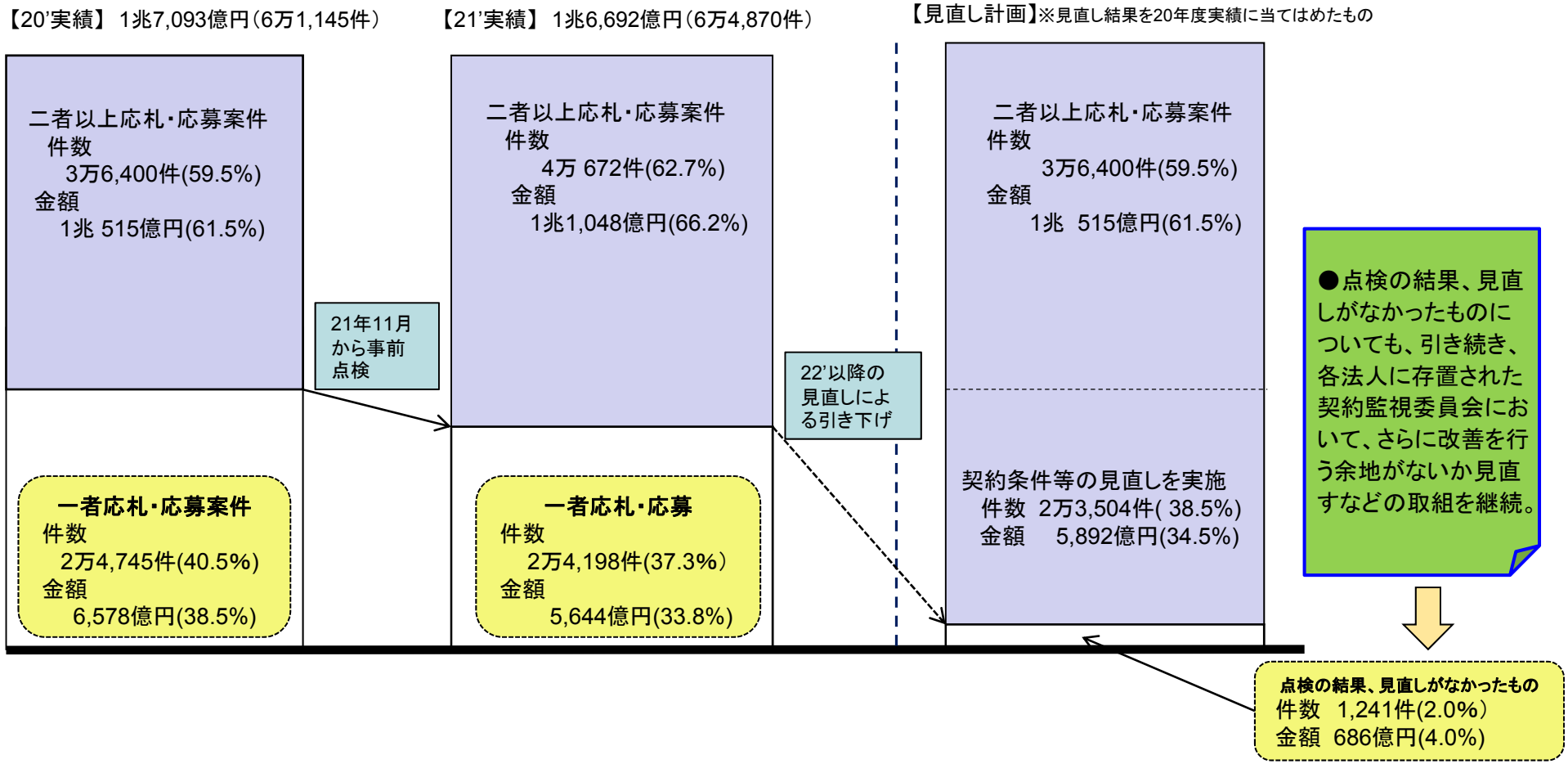

参考1

● 旧見直し計画（H18年度～H22年度）

独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）（抜粋）

Ⅲ．独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1．独立行政法人の効率化に関する措置

（1）随意契約の見直し

① 独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によることとし、各独立行政法人は、随意契約によることができる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定するよう本年度中に措置する。

② 各法人が策定する随意契約見直し計画において、独立行政法人全体で、平成18年度に締結した競争性のない随意契約1兆円のうち、約7割（0.7兆円）を一般競争入札等に移行することとしており、これらを着実に実施することにより、競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げる。

③ 各独立行政法人は、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施する。

④ 随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。

⑤ 各独立行政法人は、随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。

⑥ 総務省は、独立行政法人における随意契約見直しの取組状況を取りまとめ、公表する。

参考2

● 新見直し計画（H22年度～）

独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成21年11月17日閣議決定）の概要

1． 契約について厳格に見直しが行われるよう、各独立行政法人及び各府省は、以下の観点等により点検し、見直し。
(1) 競争性のない随意契約を継続しているもの
→ 随意契約事由が妥当であるか、契約価格が他の取引実例等に照らして妥当となっているか。
(2) 競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行を予定しているもの
→ 前倒しが検討できないか。
(3) 契約が一般競争入札等による場合であっても、一者応札・応募となっている案件
→ 真に競争性が確保されているか（仕様書内容の見直し、入札参加要件の緩和等を検証）

2．契約監視委員会の設置
監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を各独立行政法人に設置

3．点検対象とスケジュール
以下について、契約監視委員会で点検のうえ、主務大臣も点検。その点検結果を各法人において反映し、結果を公表。（22年5月公表）
① 平成20年度の契約（競争性のない随意契約、一者応札・応募となったもの）
② 平成19年度以前からの複数年契約
③ 平成21年度中予定の調達案件
※21年度中においても、契約監視委員会を立ち上げ後、速やかに事前点検

4．フォローアップ
主務大臣及び各法人（契約監視委員会）は、上記点検、見直し後においても、改善状況をフォローアップし、毎年公表。総務省は、その結果を取りまとめ、公表。